

馬場地区防災計画

令和5年 2月11日

1 目 的

この計画は、馬場区自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難に関すること
- (8) 避難誘導に関すること。
- (9) 災害時要支援者に関すること。
- (10) 給食給水に関すること。
- (11) 自主防災組織台帳・世帯台帳・人材台帳・要支援者台帳に関すること。
- (12) 避難所運営に関すること。

3 防災組織の編成及び任務分担

震度5弱以上の強い地震が発生した場合、大規模な火災、水害等、甚大な被害が発生した場合に、この態勢で対応する。

本 部	平 時	発 災 時（第1次行動）	第2次行動
○会 長 （区長） ○副会長 （副区長） ○事務局長 ○事務局員 ○会 計 （区会計）	・馬場区防災の推進 ・部会、常会との連携、調整 ・町等の他組織との連携、調整	・震度5弱以上の強い地震が発生した場合など、砂川会館（本部）に集合する。 ・会長、副会長、事務局長は家族の安否を確認後、できるだけ早く砂川会館（本部）に集合し、被災状況の把握に努め、町、消防署等への協力要請をするとともに、各部責任者（部長または副部長等）に指示をする。 ・事務局員及び会計は、家族の安否確認、地域の活動後、できるだけ早く集合する。 ・津波の恐れがあるなど、砂川会館が本部とできない場合は、祠峯公園に本部を置く。	・避難所（武豊中）との連絡調整 ・各常会と連絡調整 ・町及び関係機関への協力依頼及び連携

研修、広報部	平 時	発 災 時（第1次行動）	第2次行動
○部 長 ○副部長 ○部 員 （常会長経験者、ボランティア）	・研修会の計画 ・広報紙の発行 ・情報収集	・部長、副部長は、家族の安否確認後、常会で率先して活動する。その後、集合可能な部長、副部長は、できるだけ早く本部に集合し、被災状況の把握に努め、部員に指示する。 ・部員は、家族の安否確認後、常会で率先して活動する。その後、本部の指示で他常会の要請に協力する。 * 常会内の主な活動班；避難誘導班、要配慮者支援班	* 常会内の主な活動班 ・情報収集班 ・防犯巡回班

技 術 部	平 時	発 災 時（第1次行動）	第2次行動
○部 長 ○副部長 ○部 員 （常会長経験者、ボランティア）	・ 消火、救出訓練の実施 ・ 防災倉庫の管理、資材の充実	・ 部長、副部長の動き 同上 ・ 部員は、家族の安否確認後、常会で率先して活動する。その後、本部の指示で他常会の消火、救出、救助活動に協力する。 ＊常会内の主な活動班；消火班 救出・救助班	＊常会内の主な活動班 ・ 補修班 ・ がれき処理班

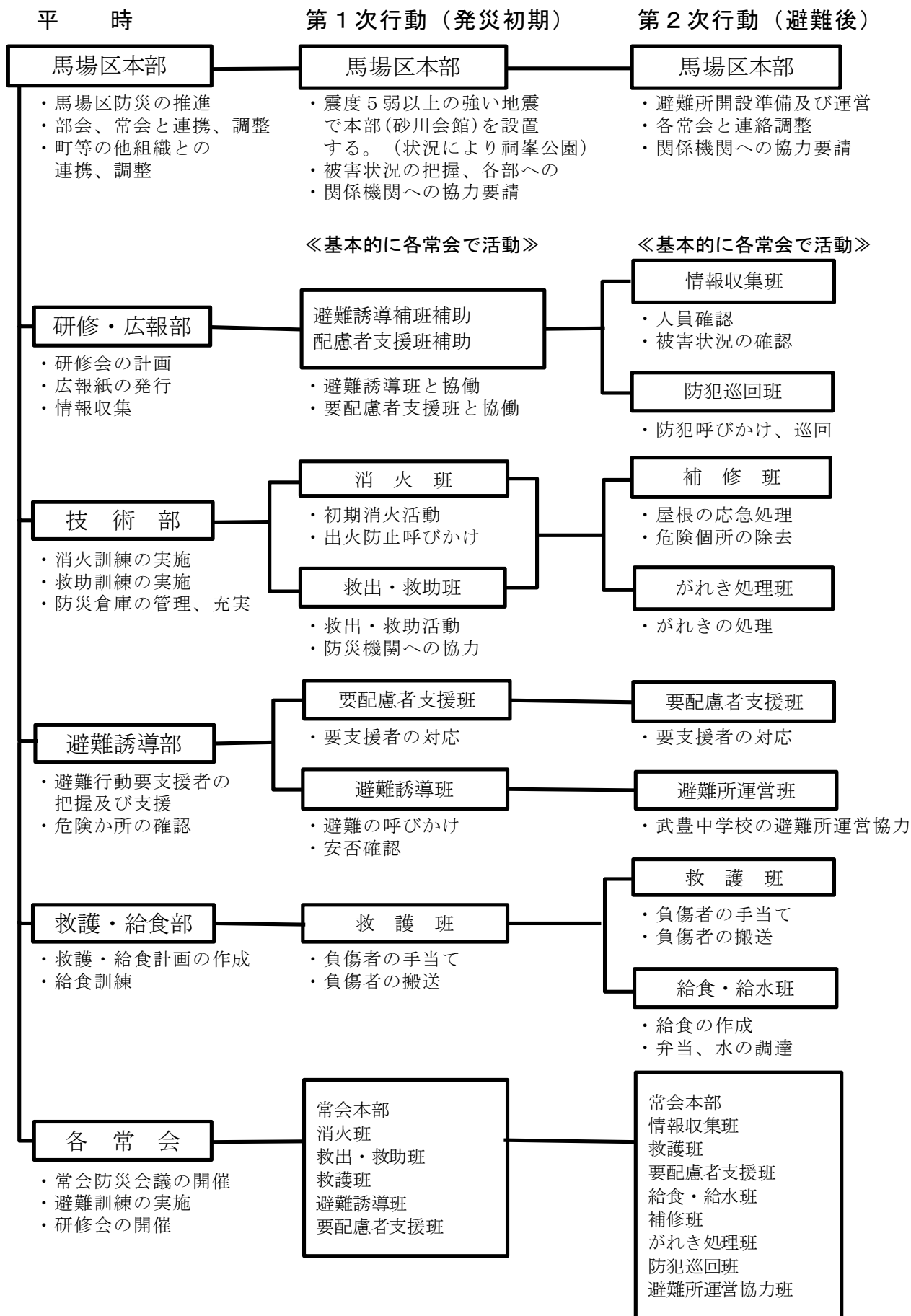
避難誘導部	平 時	発 災 時（第1次行動）	第2次行動
○部 長 ○副部長 ○部 員 （常会長経験者、ボランティア）	・ 災害時要支援者の把握及び支援 ・ 避難訓練の計画	- 部長、副部長の動き 同上 ・ 部員は、家族の安否確認後、常会で率先して活動する。その後、本部の指示で他常会の消火、救出、救助活動に協力する。 ＊常会内の主な活動班；避難誘導班 要配慮者支援班	＊常会内の主な活動班 ・ 要配慮者支援班 ・ 避難所運営協力班（武豊中学校）

救護・給食部	平 時	発 災 時（第1次行動）	第2次行動
○部 長 ○副部長 ○部 員 （常会長経験者、ボランティア）	・ 救護・給食計画の作成 ・ 給食訓練	・ 部長、副部長の動き 同上 ・ 部員は、家族の安否確認後、常会で率先して活動する。その後、本部の指示で救護・給食活動を行う。 ＊常会内の主な活動班；救護班 給食・給水班等	＊常会内の主な活動班 ・ 給食・給水班 ・ 救護班

常 会	平 時	発 災 時（第1次行動）	第2次行動
○常会防災長 ○常会防災副長 ○防災委員 （現、前組長、ボランティア） ・ 常会本部 ・ 消火班 ・ 救出・救助班 ・ 救護班 ・ 避難誘導班 ・ 要配慮者支援班 ・ 給食・給水班 ・ 補修班 ・ がれき処理班 ・ 情報収集班 ・ 防犯巡回班	・ 常会防災会議の開催 ・ 避難訓練の実施 ・ 研修会の開催	・ 常会防災長及び副長は、家族の安否確認後、常会本部をできるだけ早く設置し、被災状況の把握に努め、班員に指示する。また、本部との連絡を取る。 ・ 常会各班員は、家族の安否確認後、常会で各班の活動を行う。 ・ 活動内容等は、各常会の計画による。 常会本部 消火班 救出・救助班 救護班 避難誘導班 要配慮者支援班	・ 常会本部 ・ 情報収集班 ・ 救護班 ・ 要配慮者支援班 ・ 給食・給水班 ・ 補修班 ・ がれき処理班 ・ 防犯巡回班 ・ 避難所運営協力班

※ 災害発生後、町、災害関係機関の協力が得られるまで、当分の間、隣近所、常会で協力し合う。

4 組織系統図



5 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高めるため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震火災、水害等についての知識に関すること。
- ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- オ その他防災に関すること。

(2) 普及の方法

- ア 講座の開催
- イ 広報紙
- ウ 回覧板の活用 等

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いうるようするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

- ア 情報の収集伝達訓練
地域内の災害状況等の情報を正確かつ迅速に集収し、防災関係機関の指示または被害状況等を迅速かつ的確に地域住民に伝達するために行う。
- イ 消火訓練
消火栓、消火器等の消火用器具等の使用方法及び消火技術を習得するために行う。
- ウ 避難訓練
避難の要領を習熟し定められた避難地まで迅速かつ安全に避難するために行う。
- エ 救出救護訓練
家屋の倒壊及び落下物等により負傷した者に対する救出活動及び応急手当の方法等の知識、技術を習得するために行う。
- オ 給水・給食訓練
炊き出し方法や非常食の活用方法等の知識、技術を習得するために行う。
- カ その他
自分たちが生活している地域で災害が発生した場合を想定して災害図上訓練等を行う。

(2) 訓練実施計画

- ア 町の訓練と連動して実施する。
- イ 馬場区の訓練を実施する。
- ウ 常会単位の訓練を実施する。

7 馬場区本部の設置

(1) 設置条件

武豊町や馬場区に震度5弱以上の地震が発生した場合、会長、副会長、事務局長は家族の安否確認後、できるだけ早く砂川会館に集合し、本部を設置する。

ただし、津波の状況等により設置が困難な場合は、本部を祠峯公園に設置する。

その他、大規模な火災や水害が発生し、被害が甚大な場合にも本部を設置する。

(2) 本部の対応

- ア 被害状況の把握
- イ 関係機関への協力要請
- ウ 各部への指示
- エ 各常会との連絡調整
- オ 避難所開設準備及び運営

8 常会本部の設置

(1) 設置条件

武豊町や馬場区に震度5弱以上の地震が発生した場合、その他、大規模な火災や水害が発生し、被害が甚大な場合、常会防災長、副長は、家族の安否確認後、できるだけ早く常会本部を設置する。

(2) 本部の対応

- ア 被害状況の把握
- イ 各班への指示
- ウ 本部との連絡調整

9 情報の収集、伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

(1) 情報の収集、伝達

- ア 常会本部は、常会の災害情報を収集し、馬場区本部に伝達する。
- イ 馬場区本部は、区内の被害状況を武豊町および防災関係機関に提供するとともに、必要な情報を常会本部に伝達する。

(2) 情報の収集、伝達方法

- ア 情報の収集は、同報無線、電話、テレビ、ラジオ、携帯無線機、伝令等による。
- イ 情報の伝達は、電話、携帯無線機、伝令等による。

10 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくするおもな原因であるので、出火防止の徹底を図るため、12月第1日曜日を「点検の日」とし、主として次の事項に重点をおいて点検整備を各家庭に呼びかける。

- ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整備整頓状況
- イ 可燃性危険物品等の保管状況
- ウ 消火器等消火資機材の整備状況
- エ その他、建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするために、消火器、消火栓の使い方の習得を図る訓練を実施する。

11 救出救護

(1) 救出救護活動

救出・救助班及び救護班は建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者に救出救護活動の協力を呼びかける。

なお、班員だけに任せることなく、ご近所同士で協力し、救出救護活動を行う。

(2) 医療機関への連絡

救護班は、負傷者が医師の手当てを要するものであると認めたときは、町が設置する応急救護所等に搬送する。

ア 応急救護所＝保健センター

イ 災害連携病院＝杉石病院、石川病院

ウ 医療機関救護所＝ちゅうや整形外科、すこやかクリニック、榊原整形外科
内科外科渡辺病院

(3) 防災関係機関の出動要請

馬場区本部は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは町本部に出動を要請する。

12 避難

(1) 地震の場合

ア 電源、戸締り、安否札の掲示

イ ご近所の安否確認

ウ ご近所集合場所に避難、集合

エ 一時避難場所に避難

オ 状況に応じて避難所に避難

(2) 火災の場合

ア 避難指示があれば、それに従って避難

イ 避難指示がない場合は、各自で安全な場所に避難

(3) 高潮、高波、集中豪雨などの水害

ア 避難指示があれば、それに従って避難

ただし、避難が危険な場合は、各自で最善の方法を選択

イ 避難指示がない場合は、避難の有無を含めて各自の判断

13 避難誘導

(1) 武豊町から避難指示が出た場合は、自主防災会長は常会長に対し避難準備、避難協力の指示を行う。常会長は、組長、避難誘導班に避難協力を要請する。

(2) 避難誘導班員は、常会長の連絡を受け、住民の避難誘導に協力する。

(3) 大津波警報が発令された場合は、指示を受けることなく避難誘導の態勢をとる。

14 要配慮者への支援

避難行動要支援者（以下要支援者）への支援活動は、次により行う。

(1) 平常時から、要支援者台帳の整備に努める。ただし、台帳の保管には十分留意する。

(2) 地域支援者は、要支援者の避難を支援する。

(3) 要配慮者支援班は、要支援者やその他要配慮者を支援する。

15 給食、給水

避難地等における給食および給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班は、地域内の家庭、業者または町から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水

給食・給水班は、水道、井戸、町から提供された飲料水等により給水活動を行う。

16 台帳の整備

(1) 世帯台帳の整備

世帯ごとに、構成員の属性や居場所について記入する。この世帯台帳は避難地や避難所での世帯人員の確認などに活用する。ただし、プライバシーに係ると考えられる項目については書かなくてもよいこととするなどの配慮をする。

(2) 人材台帳の整備

災害時の応急救護や救出救助に活用できる資格・技能を持った人材をまとめておく。

(3) 避難行動要支援者台帳の整備

自主防災組織内で介護が必要な人など、地域に在住する要支援者の台帳を作成、整備し、避難地や避難所での対応を考えたりしておく。この台帳の作成にあたっては、地区の民生・児童委員の協力を得て作成する。また、プライバシーの確保については十分注意するようにする。

(4) 備品台帳の整備

年次ごとに資機材などを点検及び見直しを行う。

17 避難所運営

(1) 第1次開設避難所となる武豊中学校の避難所開設、運営に協力する。

ア 避難所協力班は、地震発生1時間後までに、家族の安全確認、緊急な地域活動を行った後、武豊中学校に集合し、避難所開設に協力する。

イ 副区長は、避難所開設、避難所運営に協力する。

ウ 開設後の避難所運営は避難者が行うが、避難所協力班も可能な限り協力する。

(2) 第2次開設避難所となる砂川会館の避難所開設、運営に協力する。

ア 武豊町からの砂川会館避難所開設の連絡を受け、開設に協力する。

イ 自主防災会役員およびボランティアにより、開設、運営に協力する。